



## Q&A 【案件形成 \* 契約期間】

Q) 事業期間は単年度または複数年度、どのように設定するのが適切か。

- ✓ 通常、事業による**最終アウトカムの発現までには1年以上の比較的長期間を要します。**そのため、成果指標の変化を適切に評価する上で、**実施期間を複数年とすることが望ましい**と考えられます。

Q) 複数年度にわたる事業の場合、各年度の支払いはどのように設定するのか。

- ✓ **複数年度にわたる債務負担行為を設定した上で、一般的には、当初年度は事業遂行に必要な経費を固定払いとし、後年度に評価を踏まえて成果連動払いが発生するという支払条件を置く方式が多くとられています。**

Q) 支払時期や支払額の設定はどのようにしたらよいか。

- ✓ 複数年度にわたる事業を実施する場合、一般的に債務負担行為を設定することが有効です。
- ✓ 支払時期、支払額の設定については、**民間事業者が負担できる成果連動リスクや、事業期間中の運転資金の確保等の観点**を考慮します。
- ✓ 契約終了時に成果指標値の改善状況に応じた委託費等を**一括で支払うか、または、事業期間中に確認できる成果指標に応じて、段階的に支払うかのいずれか**になります。



## Q&A 【案件形成 \* 契約期間】

Q)パイロット期間(試行期間)を設けることは可能か。

- ✓ 過去に実績のない事業や新規の成果指標を設定する場合には、成果指標の上限値等に関する参考値がない場合があります。その場合、**小規模のパイロット期間を置き、成果指標値の取りえる水準を確認することも有効**です。
- ✓ また、**民間事業者が前例のない事業に参入する上でのリスク、懸念の軽減**にもつながります。
- ✓ 基本的には、契約内容(成果指標や支払条件等)は見直さないことが望ましいですが、**パイロット期間後に本格実施に移行する場合に変更が見込まれる場合は、あらかじめ、変更範囲や変更を検討する要件を設定しておくことが望ましい**と考えられます。